（届出事項）

**第二十六条**　銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十二　略］

十三　第十三条の四に規定する子法人等又は第十三条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

［十四～二十八　略］

2　［略］

3　銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～九　略］

十　第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

［十一～二十四　略］

［4～10　略］

（届出事項）

**第二十六条**　［同上］

［一～十二　同上］

十三　第十三条の四又は第十三条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

［十四～二十八　同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～九　同上］

十　第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

［十一～二十四　同上］

［4～10　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第三条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （届出事項）<br>**第百条**　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>［一～十六の三　略］ | （届出事項）<br>**第百条**　［同上］<br>［一～十六の三　同上］ |
| 十七　第百十七条に規定する子法人等又は第百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合<br>［十八～三十一　略］<br>［2～8　略］<br>（同一人に対する信用の供与等）<br>**第百十四条**　［略］<br>［2～4　略］<br>5　第二項及び前項の規定は、金庫の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。<br>6　一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引（以下この項において「個 | 十七　第百十七条又は第百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合<br>［十八～三十一　同上］<br>［2～8　同上］<br>（同一人に対する信用の供与等）<br>**第百十四条**　［同上］<br>［2～4　同上］<br>［項を加える。］ |